

第65回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年8月29日（木曜日）
午前10時

場所 北海道函館市大森町16番9号
**ホテル函館ロイヤル
2階「ゴールデンホール」**
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議案 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

目次

第65回定時株主総会招集ご通知 ……	1
(提供書面) 株主総会参考書類 ……………	3

2019年8月14日

株 主 各 位

北海道函館市港町3丁目18番15号
株式会社 テーオーホールディングス
代表取締役社長 小笠原 康 正

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年8月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2019年8月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 北海道函館市大森町16番9号
ホテル函館ロイヤル 2階「ゴールデンホール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | | 1. 第65期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）計算書類報告の件
報告事項の取扱いについては、2頁の「第65回定時株主総会継続会開催について」をご確認ください。 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://tohd.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

## 第65回定時株主総会継続会開催について

当社は、2019年8月29日開催の第65回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「1. 第65期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「2. 第65期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）計算書類報告の件」に関しまして、決算手続、会計監査人の監査報告の受領など、所定の手続（以下「決算手続等」といいます。）を完了した後、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、2019年8月2日付け「当社連結子会社の従業員による不適切な取引等の可能性の判明に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の連結子会社である株式会社テーオーフォレストにおいて、不適切な取引行為等が行われている可能性が判明したことから、現時点においても決算手続等が完了しておりません。

以上のことから、当社は、本総会において第65期報告事項をご報告することを断念せざるを得ないものと判断いたしました。

これに伴い、当社は、本件に関して設置した社内調査委員会による調査及び決算手続等が完了次第、速やかに本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で第65期報告事項をご報告するとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うこと（以下「本提案」といいます。）を本総会において皆様にお諮りする予定でございます。

本総会において、本提案をご承認頂きましたら、当社は本継続会の開催ご通知を株主の皆様へ別途ご送付し、本継続会を開催させて頂く所存でございます。

また、第65期の事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査人の監査報告、監査役会の監査報告は、本継続会の開催ご通知に添付し、株主の皆様にご提供いたします。したがって、本総会の招集ご通知にはこれらの書面を添付しておりませんので、ご承知おきください。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

お が さ わ ら や す ま さ  
**小笠原 康 正**

生年月日

候補者番号 1956年7月12日生

1

所有する当社株式の数

866,986株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 当社入社  
1982年6月 当社取締役  
1988年6月 当社常務取締役  
1994年8月 当社専務取締役  
2000年8月 当社取締役副社長  
2004年8月 当社代表取締役社長（現任）  
2013年8月 当社全社統括（現任）

取締役候補者とした理由

小笠原康正氏は、当社に入社以来、要職を歴任した後、2004年8月より代表取締役社長を務めており、企業経営者としての豊富な経験と実績を有していることから、重要事項の決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たし、更なる企業価値の向上が期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

お お た し ゅ う じ  
**太 田 修 治**

生年月日

候補者番号 2 1955年8月23日生

所有する当社株式の数

2,820株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2010年10月 株式会社北海道銀行理事白石支店長  
2013年7月 当社顧問  
2013年8月 当社取締役副社長（現任）  
2013年8月 当社統括管理本部本部長兼グループ担当  
2014年8月 当社全社統括管理部門担当（現任）

取締役候補者とした理由

太田修治氏は、当社及び当社グループ会社の経営全般の統括管理部門を歴任し、企業経営者としての豊富な経験と知識を有していることから、重要事項の決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たし、更なる企業価値の向上が期待できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

3

よね づか しげ き  
**米 塚 茂 樹**

生年月日

1957年2月8日生

所有する当社株式の数

一株

候補者  
番号

4

さ とう ひとし  
**佐 藤 等**

生年月日

1961年7月13日生

所有する当社株式の数

一株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年10月 司法試験合格  
1982年4月 弁護士登録 米塚茂樹法律事務所所長（現任）  
2014年8月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

米塚茂樹氏は、過去に会社経営に関与した経験は有しておりませんが、弁護士として法曹界における経験、知見をもとに独立した立場から経営を監督いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものがあります。

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年10月 札幌中央監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所  
1990年8月 公認会計士登録  
1990年9月 佐藤等公認会計士事務所所長（現任）  
1996年12月 税理士登録  
2001年8月 Dサポート株式会社代表取締役  
2017年8月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

佐藤等氏は、公認会計士及び税理士として豊富な経験と専門的な知識を有しており、当社に対する会計・税務面でのアドバイスを期待しております。また、会社経営に関与された経験を有しており、会社経営者としての業務経験から当社の経営に対する的確な提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(新任)  
にし や ひで き  
西 谷 英 樹

生年月日

候補者  
番号  
5  
1968年3月29日生

所有する当社株式の数

1,051株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 当社入社  
2013年6月 当社 流通事業部 イエローグローブ統括部長  
2014年6月 当社 流通事業部 イエローグローブ本部長  
2014年8月 当社執行役員 流通事業部 イエローグローブ本部長  
2015年8月 当社常務執行役員 流通事業部 イエローグローブ本部長  
2019年2月 株式会社テオーリテリング代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

西谷英樹氏は、当社に入社以来、長年にわたり流通事業部のホームセンター部門を担当しており、2014年6月よりイエローグローブ本部長として経営全般を統括していたこと、また当社執行役員及び株式会社テオーリテリングの代表取締役社長としての経験を有していることから、重要事項の決定及び業務執行の監督において重要な役割を果たし、更なる企業価値の向上が期待できるものと判断し、取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項
- (1)米塚茂樹氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。当社は米塚茂樹氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (2)佐藤等氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。当社は佐藤等氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (3)当社は、米塚茂樹氏、佐藤等氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、米塚茂樹氏、佐藤等氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式を含んでおります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役菊地喜久氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

|                        |                                                                                                                         |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        | 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）                                                                                                   |
| きくちよしひさ<br><b>菊地喜久</b> | 1985年5月 菊地喜久税理士事務所所長（現任）<br>2003年4月 菊地喜久行政書士事務所所長（現任）<br>2003年10月 株式会社第一経営会計代表取締役（現任）<br>2007年8月 当社社外監査役（現任）            |
| 生年月日                   | 社外監査役候補者とした理由                                                                                                           |
| 1954年2月11日生            | 菊地喜久氏は、菊地喜久税理士事務所及び菊地喜久行政書士事務所の所長を務めており、税理士及び行政書士としてそれぞれの分野での高い専門知識、経験をもとに経営監視機能を十分に発揮することが期待できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。 |
| 所有する当社株式の数<br>一株       |                                                                                                                         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者菊地喜久氏に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1) 菊地喜久氏の監査役在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。
- (2) 当社は菊地喜久氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- (3) 当社は、菊地喜久氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 ホテル函館ロイヤル 2階「ゴールデンホール」

所在地 北海道函館市大森町16番9号

電話 (0138) 26-8181

